

2月・3月は、

解雇・雇止め等相談強化期間です

県では、2月・3月を「解雇・雇止め等相談強化期間」とし、「街頭労働相談」を実施します。相談は全て無料、秘密は厳守します。

また、無料のセミナー（一部有料）も開催します。ぜひご参加ください。

こんなお悩みはありませんか？



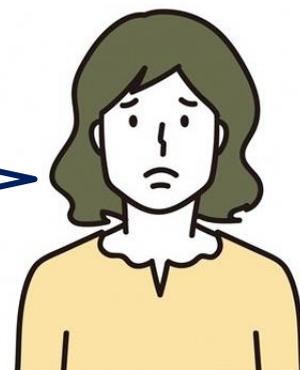
営業成績が
悪いから、
クビだって。



懲戒解雇って
言われた。
納得できない。



皆は更新された
けど、自分だけ
更新されなかつ
た。



まだ契約期間
があるのに、
辞めるように
言われた。

街頭労働相談・セミナー・主な労働相談窓口の詳細
は裏面をご覧ください。



街頭労働相談(予約不要) ※

駅やショッピングセンター等で 労働相談を行います。



セミナー(受講料無料・要申込) ※

労働問題に関する課題等をテーマに、各地で開催します。



※ 天候等により、中止や変更をする場合がありますので、詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。

主な労働相談窓口

相談窓口	相談場所	相談日	相談時間
一般労働相談	全労働センター	月～金曜	8:30～17:15
夜間労働相談	本所	火曜	17:15～19:30
	川崎支所 <input type="checkbox"/> 要予約	第3木曜	
日曜労働相談	本所	日曜(年末年始を除く)	9:00～17:00
女性のための労働相談 (女性職員対応)	マザーズハローワーク横浜	第1・2・3・5金曜 ※2月は第1・2金曜	8:30～17:00
(女性弁護士対応) <input type="checkbox"/> 要予約	マザーズハローワーク横浜	第4金曜※2月は16日	13:00～16:00
	マザーズハローワーク相模原	第3木曜	13:00～16:00
弁護士労働相談 <input type="checkbox"/> 要予約	本所	第1・3・5火曜	13:30～16:30
	川崎支所	第4火曜	
	県央支所	第3水曜※3月は27日	
	湘南支所(5・9・1月は県小田原合同庁舎で実施)	第2水曜	
働く人のメンタルヘルス相談 (カウンセラー対応) <input type="checkbox"/> 要予約	本所	第1・2・3・4火曜	13:30～16:30



かながわ労働センターでは、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント(セクハラ・パワハラなど)に関する問題など、働く人たちや使用者の皆さまからのさまざまな相談をお受けしています。是非、ご利用ください。

予約・問合せ・労働相談は、かながわ労働センターへ

本所	: 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階	045-633-6110(代)
川崎支所	: 川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階	044-833-3141
県央支所	: 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3 号館 2 階	046-296-7311
湘南支所	: 平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎別館	0463-22-2711(代)